

令和7年 第3回定例会

苫小牧港管理組合議会会議録

令和7年11月4日開催

苫 小 牧 港 管 理 組 合 議 会

令和7年 第3回定例会
苫小牧港管理組合議会

令和7年11月4日（火曜日） 午後1時34分開会

○本日の会議に付議した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報告第1号から第2号について

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（苫小牧港管理組合職員の育児休業等に関する条例及び苫小牧港管理組合一般職の職員に関する条例の一部を改正する条例）

報告第2号 公営企業に係る資金不足比率について

日程第5 議案第1号について

議案第1号 令和6年度苫小牧港管理組合各会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 一般質問

○出席議員（10人）

1番	赤根 広介 君	6番	小山 征三 君
2番	池田 謙次 君	7番	高田 真次 君
3番	板谷 よしひさ君	8番	原 啓司 君
4番	沖田 清志 君	9番	喜多 新二 君
5番	越川 慶一 君	10番	太田 憲之 君

○説明員出席者

管 理 者	金 澤 俊 君
専任副管理者	佐々木 秀郎 君
副 管 理 者	木 村 淳 君
総 務 部 長	早 崎 仁 康 君
施 設 部 長	宇佐見 広 君
港 湾 政 策 室 長	山 崎 直 人 君
政策推進課長兼港湾政策室主幹	吉 田 裕 一 君
総 務 課 長	荒 井 晃 君
業 務 経 営 課 長	京 野 勇 一 君

計 画 課 長	白 川 友 秀 君
施 設 課 長	土 井 俊 明 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	竹 田 祐 士 君
港 灣 政 策 室 副 主 幹	有 澤 博 文 君
総 務 課 長 補 佐	畠 山 由 希 子 君
業 務 経 営 課 長 補 佐	早 坂 洋 樹 君
施 設 課 長 補 佐	岩 淵 泰 士 君

監 査 委 員	佐 藤 則 子 君
監 査 委 員	神 山 哲 太 郎 君
監 査 委 員 事 務 局 長	高 沢 守 正 君
監 査 委 員 事 務 局 主 幹	武 藤 大 介 君
監 査 委 員 事 務 局 副 主 幹	吉 田 和 人 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	荒 井 晃 君
庶 務 係 長	畠 山 由 希 子 君
議 事 係 長	若 狭 健 大 君
書 記	荒 川 寛 斗 君

○開会

○議長（太田憲之君） これより、本日をもって招集されました令和7年第3回定例会を開会いたします。

○開議

○議長（太田憲之君） それでは、本日の会議を開きます。

○会議録署名議員の指名

○議長（太田憲之君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、越川慶一君及び小山征三君を指名いたします。

○会期の決定

○議長（太田憲之君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田憲之君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（太田憲之君） 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員より、令和7年度7月及び8月分の「現金出納検査の結果」並びに「令和7年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果」の報告がありました。

既に配付しております議案等に報告書の写しがございますので、後ほど御覧ください。

○報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（苫小牧港管理組合職員の育児休業等に関する条例及び苫小牧港管理組合一般職の職員に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（太田憲之君） 次に、日程第4、報告第1号「苫小牧港管理組合職員の育児休業等に関する条例及び苫小牧港管理組合一般職の職員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、早崎仁康君。

○総務部長（早崎仁康君） 報告第1号「苫小牧港管理組合職員の育児休業等に関する条例及び

苫小牧港管理組合一般職の職員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を御説明申し上げます。

システム上5ページ、議案等の5ページを御覧願います。

本報告につきましては、本来、議会で御審議いただくべきものでございますが、諸般の事情により、令和7年9月30日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

このたびの改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、部分休業制度を拡充するとともに、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認を行う等のため、関係規定を整備するものでございます。

なお、この条例の施行日は令和7年10月1日でございます。

以上、報告第1号について御説明申し上げます。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（太田憲之君） ただいまの説明に関し、質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田憲之君） なければ、本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田憲之君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決定いたしました。

○報告第2号 公営企業に係る資金不足比率について

○議長（太田憲之君） 次に、日程第4、報告第2号「公営企業に係る資金不足比率について」を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長、早崎仁康君。

○総務部長（早崎仁康君） 報告第2号「公営企業に係る資金不足比率について」を御説明申し上げます。

システム上の25ページを御覧願います。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和6年度苫小牧港管理組合港湾整備事業特別会計の決算に基づく資金不足比率について報告するものでございます。

資金不足比率は、決算年度に係る資金不足額の規模に対する比率を表す指標であり、当該比率が経営健全化基準である20%以上となった場合は、経営健全化計画を定めることとなります。

港湾整備事業特別会計につきましては、歳出額が歳入額を上回るような資金不足を生じていないため、27ページのとおり、資金不足比率は算定されておりません。

以上、報告第2号の公営企業に係る資金不足比率につきまして、29ページにあります監査委員の審査意見をつけて御報告申し上げます。

○議長（太田憲之君） ただいまの説明に関し、質疑等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田憲之君） なければ、本件は終了いたします。

○議案第1号 令和6年度苫小牧港管理組合各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（太田憲之君） 次に、日程第5、議案第1号「令和6年度苫小牧港管理組合各会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

説明を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者（佐々木秀郎君） 議案第1号「令和6年度苫小牧港管理組合各会計歳入歳出決算の認定」につきまして御説明申し上げます。

システム上の33ページを御覧ください。

これは、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

初めに、一般会計でございますが、39ページの「令和6年度苫小牧港管理組合一般会計歳入歳出決算書」を御覧ください。

歳入決算額は52億2,175万5,272円、歳出決算額は50億1,332万2,878円、歳入歳出の差引残額は2億843万2,394円です。

この残額は、翌年度へ繰越しする予定でございます。

次に、55ページを御覧ください。

一般会計の歳入合計につきましては、当初56億9,463万7,000円で予算編成いたしました。その後、4億3,405万7,000円の減額補正を行ったほか、令和5年度からの繰越額4億4,120万3,000円を含めた最終予算現額は57億178万3,000円でございます。

続きまして、65ページを御覧ください。

一般会計の歳出合計につきましては、予算現額57億178万3,000円に対し、支出済額は50億1,332万2,878円、翌年度繰越額は4億8,215万4,000円、不用額は2億630万6,122円でございます。

不用額の主なものは、西港及び東港総務管理費の委託料や負担金、補助及び交付金、施設管理費の委託料の残などによるものでございます。

次に、港湾整備事業特別会計でございますが、43ページにお戻りください。

歳入決算額及び歳出決算額は、いずれも32億406万5,926円であり、歳入歳出の差引

残額はございません。

次に、76ページを御覧ください。

特別会計の歳入合計につきましては、当初44億3,699万3,000円で予算編成いたしましたが、その後、12億4,149万2,000円の減額補正を行ったほか、令和5年度からの繰越額6,600万円を含めた最終予算現額は32億6,150万1,000円でございます。

続きまして、83ページを御覧ください。

特別会計の歳出合計につきましては、予算現額32億6,150万1,000円に対し、支出済額は32億406万5,926円、不用額は5,743万5,074円でございます。

不用額の主なものは、西港及び東港施設管理費の委託料の残などによるものでございます。

以上、議案第1号につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（太田憲之君） 次に、監査委員から本決算認定の審査の結果について御報告をいただきます。

監査委員、佐藤則子君。

○監査委員（佐藤則子君） 令和6年度苫小牧港管理組合一般会計及び港湾整備事業特別会計の決算につきまして、審査の概要を申し上げます。

システム上の104ページ、苫小牧港管理組合決算審査意見書の審査結果及び意見を御覧願います。

決算に関する書類の「各会計歳入歳出決算書」、「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、また、表示された計数は、証書類と符合し、正確であることを認めております。

次に、各会計の予算の執行及び事務処理につきましては、別に実施した定期監査等で一部改善を要するものが見受けられましたが、おおむね適正かつ効率的に執行されております。

なお、各会計における決算状況及び審査意見の詳細につきましては、意見書の内容を御参照ください。

以上でございます。

○議長（太田憲之君） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に関し、質疑等はございませんか。

越川慶一君。

○議員（越川慶一君） それでは、私のほうからは重要な物品の増減についてということで、通告に従いまして質問させていただきたいというふうに思います。

今回、令和6年度の決算ということですので、内容を確認させていただきながら質問いたしますけれども、最初に、令和6年度の財産に関する調書、議案の資料92ページにありますけれども、重要な物品の関係でございます。

これに減少したとされておりますオイルフェンス巻取機についてでありますけれども、これは、設備の老朽化に伴い、これまでの5基から2基を撤去し3基は残ると、そういうような形でございますが、このオイルフェンス巻取機の撤去費用について、まずお聞かせをいただきたいというふうに思います。

次に、オイルフェンスにつきましては、水面に油が流出した際に、その油の拡散を最小限に防ぐためのものであるということでございますが、今回はオイルフェンス巻取機の老朽化ということであり、残りの3基についても老朽化で使用されていないような状況なのか、その辺についてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

さらに、今回はオイルフェンス巻取機を2基撤去し、かつ老朽化で使用されていないということであれば、現在利用可能なオイルフェンスについてはどのように保管、配備をされているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

さて、次にであります、問題というところでございますけれども、私が今回、この質問に対するレクチャーをさせていただいた際に発覚をした事実によって、本日の議案説明でも修正となった件でございますが、この重要な物品の中で、前年度末にゼロだった物品が今回増加となった4物品について、静電型の無効電力補償装置5台、それから監視カメラ用のレコーダー4台、ウェブシステム地図サーバー3台、ストレージバックアップサーバー1台、これが今回増加されたことになっておりました。

私が言いたいのは、今回のように改めて調査をした結果、登録漏れ、記載漏れがあれば、それは当然、正しい形、物品数に訂正、修正すること、これ自体は、それはそのとおり当然の話でありますけれども、ただ、今回につきましては、10月15日に開催されました各会計歳入歳出決算説明会の際にも、我々議員に対して特に何ら説明もなく、この内容について、私のほうでこの件を確認するためのレクチャーを行わなければ、我々議会側も一切このような内容だということは知ることがなく、港管理組合としても、質問をされなければ、事実を伏せたまま、何事もなかったかのように、物品の一覧表だけを書き換えておけば問題ない、そういうような事実を隠蔽しようとしていた事案ではないのかというふうに大変遺憾に思っております。

まずは、なぜこのようなことになってしまったのか、改めて説明を求めたいというふうに思います。

さらに、これらの物品が実際にいつから整備されたものなのか、そして、これまで重要な物品として取り扱われるべきものを、なぜ誰も気づかず、長年にわたり放置をされてきたのかということに疑問を抱いてしまいます。重要な物品として登録する際の基準等について、港管理組合としてマニュアル等は制定されていないのか、どのようなチェック体制だったのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（太田憲之君） 総務部長、早崎仁康君。

○総務部長（早崎仁康君） 私のほうから重要な物品の増減についてのお答えをさせていただきます

たいと思います。

初めに、オイルフェンス巻取機についてのお尋ねでございますけれども、まず、このオイルフェンス、前提といたしましては、油流出事故発生時の対応といたしまして、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律におきまして、油を流出させた船長あるいは危険物の管理の施設関係者が防除義務者というふうになってございます。港湾管理者は、資材の提供など援助や協力を行う防除措置協力義務者というふうになってございます。

また、現在保管しておりますオイルフェンスなどの資材については、同法の定めにより管理者が備え付けておかなければならない量や長さなど要件を満たすこととしております。

このたび老朽化により撤去をいたしましたオイルフェンス巻取機につきましては、西港区の船だまりに設置していたものでございますが、撤去費用から鉄くずなどの不用品の売払い金額を差し引いた巻取機2基の撤去費につきましては、約200万円となっております。

また、残りの巻取機3基につきましては、西港区の中央北ふ頭と東港区コンテナターミナル、周文ふ頭に設置をしておりますが、撤去いたしました2基と同様、老朽化のため使用できない状態となっております。

これらオイルフェンス巻取機は、設置当時、油の拡散を防ぐため、港口や航路を遮断できるような場所に設置しておりましたが、巻取機が設置してある直近での油漏れのみに対応となることや、リールのメンテナンス、塩害による劣化など管理に苦慮しておりました。

現在は、持ち運びが可能なオイルフェンスのみを保管し、油漏れが起きた場合には、その場所の近くに持っていき、船により展張、回収するなどの対応ができるようにしております。

なお、オイルフェンスにつきましては、保管上の注意点として直射日光や温度差を避ける必要があるため、現在は西港区の東上屋で全量を保管しているところでございます。

次に、重要な物品の登録についてのお尋ねでございますが、今回増加となりました4点につきましては、いずれも過去に整備されました設備やシステム等の一部であり、老朽化や経年劣化に対応するため、更新されたものでございます。

これらの物品は、設備やシステム等を構成する機器として全体の中に組み込まれており、単体では機能せず、全体として初めて機能を発揮するものであり、日常管理されているものでございます。

これまでの運用では、設備やシステム等を工事等によって整備した場合、それぞれの機器については、財産調書には計上しておりません。

一方で、御指摘の物品については、全体経費の削減を目的として、工事ではなく、個別に更新した機器ではありますが、令和6年度の決算事務に際し、改めて現行の「価格50万円以上の車両、機械器具その他の物品」という基準に照らして精査したものでございます。

次に、重要な物品の整備時期、登録基準等とチェック体制についてのお尋ねでございますが、各物品の整備時期につきましては、平成16年度から平成23年度に整備された荷役機械電気設

備システムのうち、一部、静電型無効電力補償装置、SVG装置については、平成29年度に1基、令和3年度に1基、令和4年度に3基を更新、令和元年度に整備された苫小牧港監視装置のシステムのうち、一部、監視カメラ用レコーダーについては令和5年度に4台を更新、平成26年度に整備された苫小牧港港湾管理用システムのうち、一部、WEBシステム地図OBサーバー3台及びストレージバックアップサーバー1台については令和2年度に更新しております。

なお、これらの物品につきましては、当初の整備・導入時には財産調書へ登録しておりませんでした。

次に、重要な物品の登録基準につきましては、先ほども御答弁いたしました、「価格が50万円以上の車両、機械器具その他の物品」に該当するものでございます。

また、チェック体制につきましては、これまで前年度末の現在高を基準として、当該年度の増減を重点的に確認しており、その他の物品につきましては、一定のチェック体制の下で対応してまいりました。

ただし、今回増加となった4点につきましては、容易に持ち出すことのできる性質のものではなく、万が一紛失や故障等が生じた場合には、機器やシステムの正常な動作に支障を来すもので、他の一般の物品とは性質を異にするものでございます。

今後は、こうした物品の性質や機能上の位置づけも踏まえた上で、登録基準等の考え方を整理し、物品管理の在り方を検討する必要があるものと考えてございます。

私からは、以上でございます。

○議長（太田憲之君） 越川慶一君。

○議員（越川慶一君） それでは、再質問をさせていただきます。

オイルフェンスの巻取機についてでありますけれども、今回2基の撤去ということになりましたが、老朽化及び既に利用していない状況を鑑みますと、全ての巻取機を撤去すべきではないのかというふうに考えますけれども、3基を残した理由についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

さらに、利用可能なオイルフェンスにつきましては、西港の東ふ頭、東上屋に保管されているということですが、東港側での保管は検討されていないのかお聞きをしたいというふうに思いますし、また、西港側にオイルフェンスを保管しているため、西港側でオイル漏れが発生した場合につきましては、このオイルフェンスの設置については想像つきますけれども、東港でのオイル漏れが発生した場合のオイルフェンスの設置につきましてはどのような作業が行われるのか、この部分についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

さて、今回の問題とさせていただきました増加となった4物品についてでありますけれども、これはやはり、「重要な物品として登録が漏れていたのが今回増加で整理させていただきます」、こういうような単純なものではない、簡単なものではないということと考えておりますし、「重要な物品」という名目でありますから、全く今回重要視をされていなかったのではないかという

ことで、今回、決算の認定ということであり、このような問題点が発見されたことも、こういう決算委員会の重要な役割であるというふうに、議会としてのチェック機能が果たされたのではないかなというふうに感じております。

やはり、これまでも、これからも、我々議員として、議会としてしっかりとチェックを行っていかねばならないということを強く感じたところであります。今回このような登録漏れについては、本当にほかにないのかということに疑いたくなくても疑ってしまうということもありますけれども、信頼回復を目指すために、本当にほかに登録漏れというものがないのかどうか、この辺についてお聞かせもいただきたいと思っております。

さらに、今回、登録漏れが発覚をいたしまして、一覧表を修正して登録するという事自体、これは先ほども申しましたとおり、正しい形に修正をするという意味では私も理解をしております。しかし、その後の対応につきましては、修正した事実の説明がなかった。令和6年度の予算を執行していない物品が知らないうちに一覧表に計上され、我々議会もその事実を知らされないまま決算の認定をしてしまう、そういうような危険性があったというふうに感じておりますし、市民、道民に対しても大きく信頼を損ねる対応であったのではないかなというふうに考えております。大変重大な問題であったということを重く受け止めていただきたいと指摘をさせていただきます。

そして、これで最後の質問にいたしますけれども、今後につきましては、今回と同様の事象が今後発生しないというふうに思いますが、管理組合として、再発防止策についてどのような考えがあるのか、最後に見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（太田憲之君） 専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者（佐々木秀郎君） 私からは、重要な物品の増減について回答させていただきたいと思っております。

最初に、そのほかのものについても同じようなことがないかということですが、今回の決算事務に際しまして、過去に更新された物品を含めて調査を実施し、把握可能な範囲において整合性が確保されているということを確認しております。

それから、再発防止策についてのお尋ねに関してですが、まずは今回の現行の手續論に従いまして行っていなかったということで、しかもそれを決算説明会や監査資料の提出時に十分な説明をしていなかったこと、これに関しましては、議員各位並びに関係者の皆様方に大変な御迷惑をおかけしたということにつきまして、まず深くおわびを申し上げたいと思っております。

先ほども総務部長からの回答にもありましたが、御指摘となった今回の4点につきましては、もともとシステムとして工事で入れたものを、そのうちの一部の部品を更新したものであるということで、現行の会計規則で定める基準で言えば、「重要な物品」として登録をしておかなければならなかったというものでございます。

しかしながら、本来どういう目的で重要な物品として管理をしていくのかということに照らし

ますと、その物品の性質、それから機能上の位置づけ、システムの中の一部であるということ、こういったものを総合的に勘案した上で判断をしていくということが重要だというふうに認識をしております。

現行の設備やシステム等を工事によって整備した場合は登録を行わず、そのうちの一部の部品を個別に購入し更新した場合には登録を行うと、こういった現行の取扱いについても検証する必要があるというように考えております。

今後、物品管理の本来の目的に立ち返りまして、他の自治体の事例も参考にしながら、関係部署間で情報共有を一層強化し、登録基準の見直しを含めた対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

私からは、以上です。

○議長（太田憲之君） 総務部長、早崎仁康君。

○総務部長（早崎仁康君） 私のほうからは、オイルフェンスの再質問について御答弁させていただきます。

オイルフェンス巻取機につきましては、現在残っている3基の巻取機については、処分のための費用がかかるということがございますので、順次撤去を進めていく予定となっております。

また、現在、オイルフェンスにつきましては、議員御紹介のありましたとおり、西港区の東上屋で、また、東港区では周文ふ頭上屋で保管しておりましたけれども、周文上屋につきましては、利用者の貨物保管のため、9月から全面利用することとなったため、周文上屋で保管しておりましたオイルフェンスについては、一旦西港区の東上屋に移転をしたところでございます。

当管理組合といたしましても、西港、東港の両方に備えていたほうが有事の際、迅速に対応できると認識しておりますので、今後は周文上屋の貨物の蔵置期間などを確認するとともに、コンテナターミナル内の倉庫などの保管も検討してまいりたいと考えております。

仮に東港側にオイルフェンスを戻す前に東港区で油漏れが発生した場合におきましては、西港区の東上屋で保管をしておりますオイルフェンスをトラックで運び、船で海上に展張、回収し、拡散防止を図るなどの対応を取ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田憲之君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田憲之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、反対、賛成の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田憲之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

それでは、議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(太田憲之君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○一般質問

○議長(太田憲之君) 次に、日程第6「一般質問」の通告が赤根広介君、池田謙次君、越川慶一君、原啓司君からありますので、順次これを許します。

赤根広介君。

○議員(赤根広介君) それでは、私から港湾運営についてお伺いをいたします。

令和7年度の港づくりに臨む港湾管理者の所信では、「北海道の物流を支える国際コンテナターミナルでは、円安や中国の水産物輸入規制などの影響により、コンテナ取扱量が大幅に減少するとともに、港湾労働者不足もあり、運営に支障が生じつつあることから、船社などのニーズに対応した効率的なターミナル機能の強化が求められており、引き続き指定管理者や関係者と連携しながら、港湾機能及び運営体制の強化に向けた取組を進める」としておりましたので、このタイミングで令和3年度から導入しております指定管理者制度全般について、総括的な議論を深める必要性を感じているところでありますが、それはまたの機会にするとして、今日のところは、現下のこのコンテナターミナルの運営状況に関連して、絞った質問をさせていただきます。

道内の外航コンテナ取扱量の約8割を占めるコンテナターミナルについて、先ほど触れたような状況下のもと、経営が厳しい状況に追い込まれ、事業継続のための収支改善として、10月から外航コンテナの受け入れ態勢を縮小し、これまでコンテナ船が3隻同時に入港できたものが2隻までとしていると承知をしておりますが、これらの状況についてまずお伺いをいたします。

次に、今回の対応については、物流面からの本道経済や道民生活への影響が懸念されるわけですが、港湾管理者としてどのように捉えているのかお伺いをいたします。

最後に、経営悪化に伴い、コンテナターミナルから管理組合に支援要請があったとも報じられておりますが、具体的にはどのような内容で、管理組合としてどのように対応するのか、所見をお伺いいたします。

以上、答弁如何によっては、再質問を留保して質問を終わります。

○議長(太田憲之君) 専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者(佐々木秀郎君) 私から国際コンテナターミナルの運営問題に関して、赤根議員の3点の質問に回答させていただきたいというふうに思います。

まず現状、特に10月以降のコンテナターミナルのいろいろな活動の制約に関しての現状についてでございますけれども、船会社と港湾事業者と言っていると思うのですが、その間で取り決めがされておりますターミナル料金も含めた港湾荷役料金、これらについて、この昨今の物価上昇に対応した形での価格転嫁ができていないということが現状でございます。その中で、先ほど議

員からもご指摘がありましたように、コンテナの取扱量が円安、そして中国による水産物の輸入規制の影響で、2023年にその前年比コンテナ貨物取扱量が約23%、急激に減少をいたしました。このことによりまして、コンテナターミナル運営会社の収入が大きく減ったという事態に陥ったわけです。このため、ターミナル運営会社としては、収支改善を目的としまして、経費削減の一環として、この10月から5基で稼働していましたRTGを1基削減して4基体制に、そして、これまでコンテナ船が3隻着岸して同時荷役をするケースもあったのですが、2隻までの同時荷役とするという決定をして、実施しているという報告を受けているところでございます。

2点目、この10月からのこの体制について、どのような受け止め方を港湾管理者として、しているのかというご質問でございますが、今回のこのことで、すぐに直接的に道民生活に大きな影響が出るというところまでは、現状捉えておりません。ただ、コンテナターミナルを利用していただいております船会社、トラック運送業者、これらの業界の方々には少なからず影響が出始めており、長引いた場合には定期船の減便など、コンテナターミナルの運営にさらなる悪影響が出るというようなことは懸念をして、その動向を注視しているところでございます。また、仮にコンテナターミナルの機能が大幅に失われるような事態になってしまった場合には、北海道の物流はもとより、経済、道民生活に多大なる影響が起きかねない問題であると、こういった認識をしているところでございます。

3点目、コンテナターミナルへの支援についてですが、まず苫小牧国際コンテナターミナル株式会社からは、年間の赤字分に相当する形で、ターミナル内の荷さばき地等の料金を減免するように要請を受けているところでございます。しかしながら、確かにこのターミナルの運営が行き詰まった場合、社会的影響が非常に大きいのは事実でございますが、単にそのことをもってして、単純に赤字分を減免して補填するというのではなく、コンテナターミナルの運営の効率化に資する取組を行っていただき、それに必要な部分の支援を我々の方で検討するということを提案しているところでございます。

提案内容といたしましては、まずコンテナヤードの使用面積の見直し、減少した分に相当するようなコンテナヤードの使用面積の見直しというようなことを協議しているところでございますが、これによってコスト削減につながるというふうに期待しているところでございます。

次に、更新が予定されておりますターミナルオペレーションシステム、これはターミナルの中のコンテナの動きを一元管理するコンピューターのシステムでございますが、それに対する費用支援についても考えております。これは、新しいシステムの導入によりまして、ターミナル内の荷役作業の効率化、ゲートの高度化などコストの削減につながるということが期待できるため、それをターミナル運営会社に代わって、我々の方で負担するということができないか検討しているところでございます。全国的に見ましても、このコンテナ船社からの荷役料金等があまり上がっていない状態、そしてコンテナターミナル料金の検討の中身ですとか、その決定プロセス、さらには、コンテナヤードが必要以上に広く利用されているのではないかと。こういったことは、全

国共通の問題であるというふうに私としては認識をしております、この荷役料金の一定の値上げとともに、さらなるコスト引き下げが全国的にも必要ではないかというふうに判断しているところでございます。

○議長（太田憲之君） 赤根広介君。

○議員（赤根広介君） ただいまのご答弁で、コンテナターミナルの現状、さらには要請内容等については承知をしたところでありますが、まず収支改善を目的とした経費削減の一環として、このコンテナ船の3隻同時の作業が2隻同時までに対応した点、これについてはやはり経費縮減のためとはいえ、言ってしまうと事業規模の縮小というわけでありまして、私としては、まさに本末転倒の経営判断ではないかと厳しく指摘をせざるを得ないわけでありまして、一方答弁では、即座に道民生活に大きな影響が出ないものの、運送事業者には影響が生じており、また長引いた場合には、定期船の減便などコンテナターミナルの運営にさらなる悪影響がある懸念があると、仮にコンテナターミナルの機能が大幅に失われる場合には、北海道の物流はもとより、経済や道民生活への多大なる影響が起きかねない問題との危機感も示されたわけでありまして、港湾機能の維持のためには、管理組合からの先ほど答弁にありました提案内容も含めですね、早急に対策を講じ、万が一の事態を回避しなくてはいけないと考えるわけでありまして、コンテナターミナルは、赤字分に相当する荷さばき地等の減免を求めているとの答弁がございましたが、それはいわば対症療法に過ぎないわけでありまして、中長期的にも根本的な解決には至らないものと考えているところであり、先ほど専任副管理者からもございましたが、私としても安易に公共による補填はすべきではないという点も強く指摘を申し上げるところであります。問題の性質は若干異なるわけでありまして、2016年にJR北海道が単独では維持困難として当時で年間120億円の赤字分について、地元負担を前提に線区の存続を目指す方針を打ち出した問題がありました。この問題につきましては、今日ここにいらっしゃる沖田議員も含めてですね、道議会としても特別委員会を立ち上げて、昨年末まで約7年ほど様々な議論を交わしてきたところでありまして、未だ決着はついていないわけでありまして、当然、地域が単にJRの赤字補填をするという法的根拠もなく、事業者と株主である国が中心となって、その責任を全うした先のみ問題解決の道筋を生み出すことができるという考えのもと、まさに地域も含めたオール北海道で、このJRの方針に対して意義転換を求めると同時に、コロナ禍を経ながらも地域として利用促進を中心に可能な限りの支援に取り組んできた、こうした経過は管理者もご存知の通りかというふうに思うわけでありまして、つまりは繰り返しになりますが、安易な赤字補填は全く根本的な解決につながらないということを重ねて申し上げておきます。また、ターミナル利用料金を含めた荷役料金につきましては、船会社と港湾事業者との契約によるあくまで民間同士の問題であり、価格転嫁などの抜本的な改善策の実施に向け、一層の経営努力を求めるところであります。

最後に、先ほどの答弁で示されました支援策につきましては、コンテナターミナルの運営の効率化等に資する取組であり、その方向性につきましては、私も賛同するところでありまして、現

状を踏まえますと、スピード感を意識した取組が重要と考えるわけであります。そこで支援策の効果をどの程度と見込み、その実施に向け、どう進めていく考えなのか、見解を伺います。その上で、今後の状況次第では、当議会といたしましても、苫小牧国際コンテナターミナル株式会社の経営陣の参考人招致による質疑、こうしたものの必要性についても言及をし、今日の質問を終わります。

以上です。

○議長（太田憲之君） 答弁を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者（佐々木秀郎君） ただいまの赤根議員の再質問に回答させていただきたいと思っております。

最初に今、我々の方で検討している支援策の効果、具体的な金額等だと思っておりますが、これに関しましては、申し訳ございませんが現時点ではまだ計算ができていません。と言いますのも、最終的には先ほどちょっとお話も出しましたが、民間同士の契約部分が非常にあってですね、これが非常に複雑ですし、我々にすべてを開示していただけるわけではないということで、細かな部分までの議論が進んでいない。我々が考えている支援策に対する具体的な検討があまり進んでいない状況にあるというのは事実です。こういった状況を打破するために我々は今、この効率化に対する取組をどういうふうに進めていくべきかというのを、船舶やコンテナ契約を行っておりますそれぞれの代理店、それから港湾荷役会社、そしてターミナル運営会社など、多くの関係者による調整が必要ではないかというふうに考えております。このため戦略的に今後のコンテナターミナルの運営ビジョンを議論する場を早急に立ち上げて、全体として、関係者みんなが議論をする場を設けていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（太田憲之君） 以上で、赤根広介君の一般質問を終了いたします。

池田謙次君。

○議員（池田謙次君） まず、1点目が最近注目を浴びておりますGX関連進出の影響について、2点目が細かいことでもありますけれども、港公園の統廃合について、それと3点目が全体的、相対的課題についてということで、この大きくはこの3点についてお聞きをしたいというふうに思っています。

時間の関係もありますから重複は避けて質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、先ほど言いました最近注目を集めているこのGX関連、ここ数年間いろいろ整備が進んでおりますけれども、この進出において特に今、この間聞いて、話題にもありましたアンモニアなどの輸入など、この点についてどのようなまず影響があるものなのかと。

2点目、将来的なGXの規模や影響額をどのように原課として分析をされているのか。

そして3点目、これは常々お聞きをしておりますけれども、苫小牧港が東北以北の一大拠点と

私はなるのだろうと、なるべきだと思いますけれども、この点についての御見解をお聞きしておきたいというふうに思います。

次に、港公園の統廃合についての考え方であります。

まず、管理組合が所管の公園は幾つあるのかということが1点目。

そして2点目として、現在ほとんど使用されていない公園は幾つあるものなのかと。私も民間時代に晴海ふ頭でありますけれども、あそこも休憩なり何かで使わせてもらいましたけれども、この前寄らせてもらったら、ほとんど草が伸び放題、そして鹿のふんだらけという、何も使っていない状況でありますから、私は後で触れますけれども、廃止をすべきというふうに思います。

現在、どの程度、公園に対して維持費をかけ、管理をされているのか。

4点目として、経費削減のためには廃止をすべきではないかという、この点に御見解ください。

最後に、その廃止をするというふうな方向性の中で、跡地をどのように考えているのかということ、この5点をお聞きしたいというふうに思います。

そして、相対的課題についてであります。ほとんど確認も含めてでありますけれども、日本国中が、先ほどもありました、全業種が人手不足の中で、港湾作業や重機オペレーター、トラックドライバー等々が本当に足りない状況であろうと、これがどんどん進んでいくと本当に作業が滞ってしまう、大変な状況かなと思いますけれども、どのような影響、現状として出始めて、また、その対応をされているのかということが1点目。

そして、相対的課題の2点目として、中国が最近水産物の輸入を解禁としましたけれども、これはいい意味も含めて、どのような影響が出ているものなのか、また出始めているのかお聞きをして、1回目を終わりたいというふうに思います。

○議長（太田憲之君） 総務部長、早崎仁康君。

○総務部長（早崎仁康君） 私からは、GXの関連として、企業の進出の話と、それから、相対的課題に関連いたしまして、慢性的な人手不足についてのお答えをさせていただきたいと思えます。

初めに、GX関連の進出による苫小牧港の貨物の取扱いへの影響についてのお尋ねでございますが、現在、民間事業者において苫小牧港を拠点としたアンモニアサプライチェーン構築やLNG基地の整備など、様々なプロジェクトの検討が進められております。

このうち、北海道電力株式会社などのアンモニアにつきましては、経済産業省のGX支援事業の採択の可否、また、LNGにつきましては、北海道ガス株式会社による事業化の判断が大きく影響するものと認識をしております。

これらの事業が実現した場合には、アンモニアやLNGなどのエネルギー輸入量が増加する一方で、石炭や重油の輸入量の一部が減少することが見込まれておりますが、現時点ではその具体的な影響量については確認が難しい状況でございます。

次に、将来的なGXの規模や影響額の分析についてのお尋ねでございますが、将来的なGXの

規模や影響額につきましては、まず経済産業省で進められておりますGX支援事業の採択等が大きく影響してまいります。その結果を踏まえ、苫小牧港で実際に実施される事業や背後地の企業進出動向などが具体化していくものと考えております。

現在、苫小牧市では、各GX事業が実現した場合の工場建設に伴う市内の宿泊・滞在ニーズや交通への影響について、今年度調査・分析を行っていくと伺っております。仮にGX企業が進出した場合、建設工事や関連産業の活動を通じて、雇用の拡大や地域経済の活性化など様々な効果が見込まれるものと考えております。

次に、苫小牧港がエネルギーの一大拠点になることについての御見解でございますけれども、苫小牧港は、北日本を中心に年間約200万トンの石油製品を道外へ移出し、道内エネルギー供給量の約6割を担うなど、現在も重要なエネルギー拠点としての役割を果たしており、将来の次世代エネルギー転換においても、その基盤を生かしていくことが重要であると認識しております。

苫小牧港港湾脱炭素化推進計画では、本港のポテンシャルを生かした目指す将来像の一つとして「北海道・北日本への次世代エネルギー供給ハブの形成」を掲げております。この実現に向けては、北海道から東北・北陸地方との広域連携を図りつつ、苫小牧港を一次基地とした次世代エネルギーの供給サプライチェーンの構築を見据え、地域間の連携を進めていくことが不可欠であるというふうに考えております。

港湾管理者といたしましても、引き続き民間企業をはじめとする関係者との連携を密にし、脱炭素化に向けた各取組が円滑に進展するようサポートしていくとともに、次世代エネルギー供給拠点としての機能を一層高め、エネルギーの安定供給と地域経済の発展に貢献してまいりたいと考えております。

次に、相対的課題のうち、慢性的な人手不足についてのお尋ねでございますが、港湾荷役作業員やトラックドライバーについては、労働者人口の減少や高齢化が進み、多くの事業者から今後の人材確保に関する不安の声があり、荷役作業人員の確保や作業時間制限などの影響が出始めていると伺っております。

特に苫小牧国際コンテナターミナルにおいては、夜間荷役ができずに船舶のスケジュールに影響が出ていると認識しております。

また、広大な北海道では輸送距離の長さからトラックドライバーの負担が大きく、「物流2024年問題」の影響を大きく受けているところでございます。

国土交通省港湾局においては、港湾労働者不足対策アクションプランを策定し、港湾運送の認知度やイメージの向上、女性や高齢者にも働きやすい労働環境の検討などが進められており、当管理組合といたしましても、中央北ふ頭へ新たに女性用トイレを設置するなど、港湾における労働環境の改善に取り組んでおります。

また、北海道運輸局では、港湾の仕事に少しでも興味や関心を持ってもらい、物流の役割や重

要性について理解を深めていただく取組として、高校生を対象に物流施設見学会や港湾荷役機械の体験会を実施しているところでございます。

さらに、苫小牧港から道内各地への安定的な輸送を維持するため、苫小牧埠頭株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社と共に海上輸送と鉄道輸送を結節し、効果的なモーダルシフトを推進するための実証実験を始めたところでございます。

私からは、以上であります。

○議長（太田憲之君） 施設部長、宇佐見広君。

○施設部長（宇佐見広君） 私のほうからは港公園の統廃合についてと、中国への水産物輸出解禁の影響についてお答えさせていただきます。

まず、苫小牧港管理組合が管理する公園数についてのお尋ねですが、苫小牧港管理組合が管理している公園は、キラキラ公園、入船公園、港公園、南3号公園、晴海公園、勇払ふ頭公園の6か所となっております。

続きまして、ほとんど利用されていない公園についてのお尋ねですが、苫小牧港のシンボル緑地として整備されたキラキラ公園や港の玄関口として眺望を楽しむことができる入船公園は、一般市民の利用を想定し整備されており、各種イベントやフェリーターミナル利用者の来訪もあり、大変多くの利用があります。もちろんその中には近隣で作業する港湾労働者の利用もあるものと認識しております。

一方で、その他4つの公園は、港湾労働者の休息利用を見込んでおり、特に晴海公園、勇払ふ頭公園は、埠頭内に整備されていることもあり、これまで一般市民の利用はあまり見ることがない状況となっております。

また、近年の猛暑の影響もあり、港湾労働者も車両の利用や近隣の各社事務所の休憩室など、ある程度環境の整った場所で休息を取るようにしていると聞いております。このため、港湾労働者の利用もそれほど見られなくなると認識しております。

続きまして、公園の維持管理費についてのお尋ねですが、苫小牧港管理組合が管理している公園では、草刈り、公園清掃などの作業を委託業務により実施しております。

令和6年度における公園の維持管理費用は総額で約2,500万円となります。池田議員御指摘の晴海公園では、除草回数を減らすなどコスト削減を図っており、維持管理費は約40万円となっております。

続きまして、苫小牧港の公園の統廃合についてのお尋ねですが、港湾労働者の利用を想定している港公園、南3号公園、晴海公園、勇払ふ頭公園のうち、港公園と南3号公園につきましては、緑地から新たに埠頭用地として活用するため、本年3月に港湾計画の変更を行っております。

また、晴海公園と勇払ふ頭公園につきましては、近年の休息形態の変化などから、港湾労働者の利用も少ないものと認識しております。このことから、現在の利用状況を改めて確認し、公園の需要や役割、周辺の土地利用を総合的に踏まえた上で統廃合を含めて検討してまいります。

続きまして、公園の跡地利用の考え方についてでございますが、本年3月に港湾労働者などの利用が低下していた港公園と南3号公園について、緑地からシャーシヤードへの利用を想定し、港湾計画を埠頭用地へ変更したところでございます。

今後、既存の公園を廃止する場合の跡地利用につきましても、周辺の土地利用や港湾機能との整合性を踏まえながら、荷さばき地など港湾機能の向上に資する活用が図られるよう、利用者や関係団体の意見をお伺いしながら、港の特性に応じた検討を進めてまいります。

続きまして、相対的課題についての中国への水産物輸出解禁の影響についてのお尋ねでございますが、本年6月末、中国による日本産水産物の輸入が制限されていた福島県など10都県以外の水産物について、禁輸措置が一部解除されたところでございます。

この措置は、北海道産水産物の中国への輸出再開に向け、大きな前進と受け止めております。しかしながら、規制が解除されたものの、8月末時点では中国への輸出について実績のない状況となっております。

令和5年8月から禁輸措置期間中、主要品目であるホタテについては、東南アジアに加工場が設置されたことにより、ベトナムを中心に輸出が増えており、また、道内では加工施設の強化などが進み、タイやオランダなどに向けた輸出も禁輸措置前に比べて増加しております。

中国への輸出再開に当たっては、加工施設など中国への再登録や輸出をするために必要な放射性物質などの検査に時間を要するなどの課題もあり、中国への輸出回復には時間がかかるものと考えております。

以上となります。

○議長（太田憲之君） 池田謙次君。

○議員（池田謙次君） 1回でやめようと思ったのですけれども、確認をさせてください。

G X関連でありますけれども、これは仄聞するところでは、当然、東北以北で苫小牧は唯一C C Sを実験し、来年度以降、4年とも5年ともいうスパンの中で、そういう関連企業さんが何か土台づくりというか、動きがあるという。今までは1社のそういうSDMで、2,000とも3,000、それが何社か重なってくると、8,000とか1万というお声も、大きな一つの動線といたしますか、地域においてはビジネスチャンスといたしますか、そうすると、それが答弁でもそれらしいお話もありましたけれども、私はもっとスピード感を持ってその辺の対応をしっかりし、そして管理組合も一体となって、そういう企業さんが安心をして来られるような、多分具体的になると、何割かの方が外国の労働者であったり、または、ではその安全対策は大丈夫なのか、医療は大丈夫なのか、食事はいいのか、具体的にはこれは後日やりますけれども、全体含めたときに、もうちょっとスピード感を持って対応といたしますか、受皿の構築が必要かということと、管理者をはじめ専任副管理者もそうですけれども、我々認識とすれば、現状を見たときに東北以北でも苫小牧しかない、最後にその専任副管理者の胸のうちの、うちしかないという思いでいるのかどうなのか、その辺をお聞きしたいというのが1点です。

それと、公園でありますけれども、先ほど6つがあって4つが、3分の2がほとんど使われていないというか、私も民間時代に港湾のほうで仕事をしていて、あのときは本当に使わせてもらいました、休憩であったり食事を摂ったりと。でもこの前に行ってみると、よく皆さんも見ているから分かると思うのですけれども、ほとんど、100%使われておりません。草は伸び放題、そして鹿のふんだらけですから、決して、ああいう状況のものを置いておくというのは、いろいろな面で、安心・安全も含めて、よいとは思いません。夜、若い方が来たとか、いろいろな使われ方をしたら困るので。ですから、これから、答弁ですから、調査研究をしてということですが、私は経費の面も含めれば、新年度以降に廃止をしていただきたいと、その分をまたキラキラ公園なり、かかるところに使っていただいたほうが、より価値的ではないかなというふうに単純に思うのですけれども、この2点だけよろしくお願いします。

○議長（太田憲之君） 専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者（佐々木秀郎君） それでは、池田議員からの質問にお答えさせていただきます。

まず、GX関連に関して、やはり苫小牧、これだけ水素、アンモニア、そしてCCS、さらにはGXの中の一部として見ていいと思うのですが、LNGのプロジェクト、これだけ全ての新エネルギーの種類のプロジェクトがそろっているのは多分日本の中で苫小牧だけだろうと思っています。

恐らく池田議員の御質問の趣旨は、それだけ多くのものが一斉にこの苫小牧で動き出したときに、今度は従業員の方や作業員の方だとか、そういった方、前に新聞にも載りましたが、宿泊先の問題、それから、それだけの多くの人たちが一挙に苫小牧市に来ることによる、ある意味では負の部分の問題、こういったことの御懸念だと思います。そこのところは私がお答えできるかどうか、疑問なところもあるのですが、ただ、今、まだその心配する段階ではないかなというのが実は私の捉え方です。

なぜかという、この4つのプロジェクトが全て経産省の補助金があって初めて動き出せるという段階なものです。これまで経産省の補助が一部北電さんのプロジェクトなんかにはついていますが、まだどこも本決まりになったところがない。まだこのLNGだけは経産省の補助の話はないのですが、この3つのプロジェクトが確実に動くかどうか、逆に言うと、私は今、その先の心配のことをするよりも、経産省の補助が取れるところに我々としてはフルサポートをするというところに力を入れていきたい。これはあくまで、港湾管理者の立場です。

その先に本当にこの4つが全て同時に動き出したときに、どんな事態が起きてくるのか、それは今のうちからいろいろ心配はしなければいけないし、想定はある程度必要だとは思いますが、今はそのことも少し頭に入れつつも、まずは経産省の補助を各プロジェクトが取ることができて、そしてこの4つのプロジェクトが苫小牧で動いていくことをサポートする、そこに我々の労力というかエネルギーは使っていきたい、このように管理者としては思っているところです。

それから、2点目の公園の話、まさに池田議員のおっしゃりたい趣旨もよく分かります。ただ、

経費のことは、先ほどの回答の中でも御説明させていただいたとおり、公園全体年間2,500万円のうち、数十万円程度しか実際にかけていません。

一方で、今、港湾労働者の皆様方からは、女性の使えるトイレを整備してほしいという要請も幾つか受けておまして、少し整備を始めているのですが、そういったところに我々もいろいろな予算とかを振り分けていかなければいけないという思いもあります。そういった意味では、今すぐここで残った2つぐらいのところを廃止しますと断言はできないのですが、なるべく時代に合った形で、恐らく池田議員の思いに近い形で対応を図っていきたいと思います。

ただ2つの公園、最近、軽易な変更で廃止を決めたばかりですので、これから2年先、それこそカーボンニュートラルの関係で港湾計画の改訂を、あと1年半後ぐらいに目指していきたいと思っていますので、その改訂の中で、この緑地についても議論を関係者ともした上で、一定の方向を出していければなというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（太田憲之君） 以上で、池田謙次君の一般質問を終了いたします。

越川慶一君。

○議員（越川慶一君） 一般質問をさせていただきたいと思います。

最初に国際コンテナターミナルについてでありますけれども、先ほど赤根議員の質疑にもございましたが、私からも重複を避けながら、何点かお聞きをさせていただきたいというふうに思います。この国際コンテナターミナルの運営につきましては、外航コンテナの受け入れ態勢を縮小するというようなことでありまして、これを受けて道内、道外における物流に対する影響を私も懸念をしております。先ほども質疑の中で、荷役料金等について、物価上昇等に対応する価格転嫁ができていないが続いているという、そういうような答弁もありましたけれども、この問題は単にこの価格転嫁さえできれば問題が解決する、そういうようなものではないというふうに思いますけれども、この辺の認識について、まずお聞かせをさせていただきたいというふうに思います。

さらに10月からですね、5基で稼働しておりましたRTG、これを1基削減をして、4基体制ということであります。さらには3隻同時の作業が、2隻同時までの対応ということでの答弁もございましたけれども、相当影響があるというふうに思われますけれども、この辺の認識につきましても、改めてお聞かせをさせていただきたいというふうに思います。

さらに、運営会社といたしましても、この赤字を解消する対策を早急に講じていかなければならないというふうに思いますけれども、管理組合としてもコンテナヤードの使用面積の見直し、さらには新しいシステムの支援なども検討しているということでありましたけれども、これはどうということなのか、もう少し具体的に支援策を考えているものか、この辺についてもお聞かせをさせていただきたいというふうに思います。

さらに、港管理組合として、この東港区の国際コンテナターミナルの運営に対する、今後の見通しということで、即座に道民生活に大きな影響が出るとは捉えていないということでありまし

て、これは長引いた場合には影響が出ることを懸念しているという、そういうような答弁もありましたが、ある程度長期化することを想定しているというものなのか、逆に多大な影響が出ることがないように事前の対策というのも当然必要であると思えますけれども、この辺についての見解をお聞かせいただきたいと思えます。

あともう一点、国際海底ケーブルの陸揚げ拠点についてということで質問させていただきたいと思えますが、これは、今後の国際通信網の強化や分散化などを目的とした国際海底ケーブルの陸揚げ拠点として、その地理的な優位性によりまして苫小牧市が候補地として挙げられているということでございます。現時点における国際海底ケーブルの陸揚げ拠点に対する検討状況及び今後のスケジュールについてもお聞かせをいただければと思えますので、お願いをいたします。

○議長（太田憲之君） 答弁を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者（佐々木秀郎君） 私からは今のご質問のうち、コンテナターミナルの問題に関する3点について回答をさせていただきます。

まず、コンテナターミナル料金を含めました、荷役料金等への価格転嫁が行われれば、問題は解決するのかという点ですが、細かな料金の話は、民間同士のことということで、我々にもすべてがつまびらかにされているわけではございません。ただ、これまで話を聞いている限りにおきましては、この価格転嫁が一定程度行われれば、問題の解決には大きく寄与できるのではないかというふうに考えています。しかしながら、価格転嫁が行えればそれでいいのかというところですが、コンテナターミナルは船会社側から見たときには、やっぱり苫小牧港の労働者不足という大きな問題があるというふうに、船会社は非常に思いを持っていますし、いずれにしても、単にじゃあ足りない分は全部料金を値上げで回収すればいいということではなくて、先ほどから申し上げているような、コンテナターミナルの運営の効率化、これをきちんと将来を見据えて取り組んでいくということが必要じゃないかというふうに、管理者としても考えているところであります。

それから、10月からのRTGの1基減、それから同時荷役の2隻への変更というのは、繰り返しの答弁になりますけれども、例えばRTGの方を減ずることで、コンテナターミナルヤード内の作業員の経費の削減、これにはつながっていると思えます。また、同時荷役を2隻に限定することは作業員の平準化にはつながっているのではないかというふうに思いますが、一方では船舶が荷役を待つ時間が延びている。そして、これは我々のほうでつかんでいます、トラックが引き取りのために来ても、ゲートの前で待たされる時間が非常に長くなってきていると、こういった影響が少なからず出てきているというふうに認識をしているところであります。

それから、我々の考えている支援策をもう少し詳しくということですが、まだこれは我々のほうで考えているだけで、なかなか関係者と合意に至っていない案なので、あまり細かなことはご説明できないのですが、まずは、今でも実は少し対応しているのですが、コンテナの取扱量が減

ったことでヤードの中の一部の部分は使わなくても、これまで通り運営ができる。そこの部分のヤード料金は我々の支払い減免をすでにしております。ただ、これは一部だけなので、23%程度下がった現状において、もう少しそういう使わない部分というのを決めていただいて、そこを減免するということはできないのかという案が一つ。それから、さらに今の使い方、コンテナターミナルヤードの使い方というのを、もう少し効率化できるのではないかと我々が考えている部分がありまして、これはちょっといろんな契約上の問題もあって複雑なので、今ここで明らかにできないのですが、そういった形を二つ、取扱量が減ったことによる使用ヤードの減、それから、使い方をもう少し適正化させることによって、ターミナルの利用する面積を減らす。こういった形で、使わないところに関しては、土地ヤードの利用料金、我々に払っていただく使用料金を減免するというのを一つ考えております。

また、先ほど申し上げた2点目のターミナルオペレーションシステムの導入によって、トラックにもいろんな装置を取り付けて、効率化を図るということで、ターミナル内の無駄と思われる作業をかなり減らすことができるというふうに期待をしているところです。そういったことでターミナルの効率化、効率的な運営に資するというのであれば、費用をターミナル運営会社に代わって、我々の方で何らか負担をし、支援することによって、さらにコストカットにつなげられないかということを検討しているところでございます。

それから、3点目。現状の見通し、これからの対策でございますが、これも先ほどから申し上げますように、最初の荷役料金の転嫁、船会社との交渉による転嫁ですが、これはかなり実際に交渉していただいている苦小牧の業者さんの皆さん方、もう二年以上にわたって、かなり粘り強く交渉していただいたにもかかわらず、今のところ多少は上げていただいているようなのですが、赤字解消に程遠いというものしかなくなって聞いております。このため、これらの交渉が一気に解決して、赤字問題が解消するとはなかなか考えにくい。そういった意味では、この部分に関しては、この問題が残ったまま長期化してしまうのではないかという懸念は、今でも我々としては持っております。ただ、今の状態が続いた先に、ターミナル機能が大幅に失われると、これはやはり非常に大きな影響を及ぼすということがありますので、これらの支援策を先ほど述べたような、多くの関係機関と一緒に議論をする、協議会のようなものを早めに立ち上げて検討していければというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（太田憲之君） 施設部長、宇佐見広君。

○施設部長（宇佐見広君） 私のほうからは国際海底ケーブルの陸揚げ拠点についてお答えさせていただきます。

当該事業なのですけれども、今年7月4日にソフトバンク株式会社が総務省の国際海底ケーブルの多ルート化によるデジタルインフラ強靱化事業として事業採択されたものでございます。この取組は、アジアとアメリカを結ぶ国際通信網の強靱化などを目的としており、北米から海底ケ

ケーブルを苫小牧市内で陸揚げする計画が検討されているところでございます。

現在、苫東地区のデータセンター立地箇所に隣接する地点を候補として、ケーブルの敷設ルート案の策定や海洋調査の実施に向けた準備が進められているところと伺っております。

また、これまで漁業協同組合などの関係機関との意見交換や調整なども行われていると伺っております。

ソフトバンクによりますと、本事業は令和10年後半の運用開始が予定されていると伺っているところでございます。

以上です。

○議長（太田憲之君） 越川慶一君。

○議員（越川慶一君） それでは再質問をさせていただきます。

まずは国際コンテナターミナルの運営についてでありますけれども、先ほどもちょっとお話出ておりましたけれども、議論できる場ということで、関係者が参加できる協議会の場を設置すると、そういうような答弁もありました。お互いの考えに温度差が生じているようにも感じておりますので、やはり私としては早急にこの協議会を実施すべきであろうというふうに考えておりますが、具体的な協議会、いつ実施できるのか、この辺についてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

また、この問題につきましてはですね、国際コンテナターミナルの運営会社とはいえ、やはり一民間企業に対して、税金を投入して赤字を補填する、そういうようなことには、私もなかなか難しいことであろうと思っておりますけれども、しかし、そうは言ってもというところではありますが、今後の北海道の物流、まさに北海道の経済、こういうことを考えますと、大きな影響を与えるということにもつながっていく、こういうようなことだろうと考えておりますので、何とかしなければならぬというような思いもあります。従いまして、ここは管理者としても、いろいろ先ほども答弁いただきましたけれども、支援方策たくさんあるかというふうに思いますので、その辺を協議の場でしっかりと議論をしていただいて、なんとか管理者としても前向きに検討していただくような、そういう余地があるのかどうか、これを最後にお聞かせいただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

さらに、国際海底ケーブルの陸揚げ拠点についてでありますけれども、これは陸揚げ可能なエリアについて、具体的な場所等々決まっておればお聞かせをいただきたいというふうに思いますし、国際海底ケーブルの陸揚げ拠点が設置された場合、これは苫小牧港管理組合として、利用料などの収入、こういうようなものが得られるのかどうか、この辺についても最後にお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（太田憲之君） 答弁を求めます。

専任副管理者、佐々木秀郎君。

○専任副管理者（佐々木秀郎君） 私からコンテナターミナル問題に関する再質問に回答させ

ていただきたいと思います。

今、越川議員のおっしゃられたことは、我々も基本的に全く同じ認識を持っております。なるべく早く関係者が集まった協議会を立ち上げていかなければならないというふうに思っておりますが、まだ具体的な日時を、しかもこれを一方的に我々のほうで立ち上げる、この日に開催するというわけにもいなくて、その協議会を立ち上げるということに関する皆さんの合意を得るところからやっつけていかなければならないと、このように思っております。このために関係機関へ我々も働きかけていきますが、議員の皆様方のご支援も必要なケースも出てくるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、その先についてなんですが、いろんな支援策、我々のほうで、これはまだ合意ができていなく勝手に考えている案ですが、おそらく効果が発現するまでには一定の期間がかかることも予想されます。つまり、これをやると決めて、明日からその効果が出るというものではなくてですね、そうなると、二年とか三年かけて、いろんなやれる支援策を打っていき、その効果が出てくるのは、少しずつ遅れてくる。例えば、先ほどのターミナルオペレーションシステムに関しましても、今、新たに導入が可能なのは来年の10月頃ではないかというふうに言われていて、これはちょうど切り替えの時なので、そうすると、仮にそれがうまくいっても、その効果が出てくるのは来年末からということになるわけですね。ただ一定程度、そういういろんな政策を組み合わせ、数年のうちに経営が安定できるという見込みが立って、ただ、それには時間がかかるというところがあればですね、これはまた議会で皆さん方の審議を経ながらなんですが、一定程度、そこはいわゆる、減免とかですね、使いながら赤字の補填をしていくっていうのもですね、一定の条件が整えば、それも検討せざるを得ないのではないかという気持ちを持っているというところでございます。以上です。

○議長（太田憲之君） 施設部長、宇佐見広君。

○施設部長（宇佐見広君） 私のほうからは、国際海底ケーブルの陸揚げ可能なエリアと利用料などの収入についてお答えさせていただきます。

国際海底ケーブルの陸揚げ可能エリアとして苫東地域のデータセンター立地箇所からなるべく近い場所を検討していると伺っております。港湾区域内の海岸付近で陸揚げ拠点が設置された場合においては、当管理組合が管理している水域や海岸保全区域などのエリアが該当するものと思われま。仮にこの区域内で陸揚げ拠点やケーブル設置を行う場合は、苫小牧港管理組合港湾施設管理使用条例及び施行規則に基づき申請いただき、許可後に各区域に設置された構造物の規模等に応じた占用使用料を徴収することとなります。

当管理組合としては、関係機関と連携を図りながら、今後も情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（太田憲之君） 以上で、越川慶一君の一般質問を終了いたします。

原啓司君。

○議員（原啓司君） それでは、通告に従いまして順に質問をさせていただきたいと思っております。

大きく分けて2点、1点目は、自衛隊の統合演習、実動演習についてであります。それから2点目は、苫小牧港漁港区将来ビジョンについてお聞きをしたいと思っております。

まず、自衛隊の統合演習ですけれども、10月20日から31日まで統合後方運用ということで、物資の輸送訓練が行われております。今回の訓練では、実弾ですとか、それからミサイルの発射装置なども輸送されているということで、まさに北海道をはじめとした日本本土が戦場になったことを想定した、そういう訓練かというふうな私は印象で受け止めておりますが、まず今回の一連の訓練内容と、その意義についての認識についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、このような訓練が行われますと、2024年4月から特定利用港湾の選定ということで、苫小牧港もその一つということで、選定された中での初めての大規模な訓練ということになりますけれども、このような港の整備が進められてきて、大規模な訓練が行われるということになりますと、やはりこの周辺諸国との関係での緊張関係が増していくということや、それから軍拡の競争ということも懸念をされるわけですが、この訓練が与える影響、その安全保障上のそういう平和に寄与するののかというあたり、その港を使用許可する立場として苫小牧港管理組合のその認識についてのお伺いをしたいと思っております。

また、これまで商業港として重要な役割を果たしてきた苫小牧港がこのように軍事利用にかじを切ったということでは、市民の皆さんでも懸念の声といいますか不安を感じる方も多いと思っておりますので、このような声にどのように対応していくのか、この辺についてもお聞きをしたいと思っております。

それから次に、2番目ですけれども、今回の訓練情報の周知についてお聞きをしたいと思っております。

苫小牧市はホームページで今回の訓練の内容については掲載をしているところでございますが、多くの市民はやはり新聞報道でこの内容を知ることになっておりますし、なかなかその訓練の内容に接する機会がない、そして私たち議員も市民に聞かれたときに何らかの返答をしなければならないということでは、苫小牧港管理組合から訓練情報の発信、情報提供が何らか必要だと思いますが、これまでどのように対応されてきたか、また、港管理組合の議会への報告、それから議員への例えばメールを使った周知ですとか、そういったことがどのように行われてきたか、この点についてもお聞きをしたいと思っております。

それから、このように短期間に自衛隊の訓練の船が往来をするということになりますと、やはり心配されるのは民間の船舶への影響ということがあります。これまで港湾法では港湾利用に不平等な取扱いを禁止するという規定があつて、入港の要請があれば断ることができないということがこれまで言われてきていましたし、それから、自衛隊の優先利用になることはないということも市議会でも説明されてきましたが、今回の入港において何らかの民間の船舶への影響がなか

ったか、この点についてもお聞きをしたいと思っております。

それから、2番目の苫小牧漁港区の将来ビジョンについてお聞きをしたいと思っております。

この将来ビジョンは2016年3月に策定をされておまして、来年3月にちょうど10年の節目を迎えるわけでありまして、近年の港湾エリアではミライフストをはじめとした大規模なイベント開催をされておりましたが、そのイベントに来た観光客をどのように漁港区に誘客をするかということや、逆に漁港区を訪れた市民や観光客を苫小牧港の他の施設にどのように誘客をするか、こういう人の流れをつくっていくことが大事かと思っておりますが、この点についてこれまでどのように取り組まれてきたかについてお聞きをしたいと思っております。

あわせて、この漁港区将来ビジョンの中で観光スポットとしてアピールしていく課題も指摘をされております。

それで市民向けのPRの方法としての課題が書かれているわけですが、苫小牧市民の中には、漁港区があるにもかかわらず水産物の生産地のイメージがないということや、それからホッキ以外の様々な魚種が取れるということについて苫小牧市市民自身が知らないといったことも言われているわけですが、この課題解決のためにアンケートにも取り組まれたというふうにあると思っておりますけれども、このアンケートの結果を踏まえて、どのような取組をこの市民アピールについてされてきたか、その点についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

あわせて、子供たちへの魚への普及という問題も大きな問題があると思っております。

近年、家庭でのそういう魚への魚食といいますか、魚食への子供が敬遠するということもあるというふう聞いておりますし、その魚の食べづらさや、それから小骨があって子供が嫌がるという話も聞いておりますが、苫小牧でどのような魚が取れて、どういう漁業、水産業が仕組みで流れていくか、こういったことを子供たちに知らせていく機会をつくっていくことも大事かと思っておりますが、これまで苫小牧港管理組合としてどのように取り組まれてきたか、この点についてもお聞きをしたいと思っております。

それから、最後になりますけれども、苫小牧港の漁港区将来ビジョンがちょうど来年の3月で10年を迎えるということになります。このビジョンがおおむね10年から15年を、そういうスパンで将来ビジョンを、こういう漁港区にしていくということで定めたものかと思っておりますけれども、これまでの10年の取組の中での到達点をどのように次の計画に生かしていくのか、それから、この将来ビジョンの次の計画をつくる見通し、微調整をして改訂版をつくっていくのか、それとも全面改訂で次の10年を目指して新しいビジョンをつくっていくのか、それとも当面残り4年、5年は、今の目標到達点、積み残しの課題をやり遂げるために、引き続きその目標に向かって取組を進めていくのか、この漁港区将来ビジョンの今後の見通しについても最後にお聞きをして、1回目の質問としたいと思います。

○議長（太田憲之君） 答弁を求めます。

管理者、金澤俊君。

○管理者（金澤俊君） 私からは、今、議員のほうから質問の中で、若干、統合後方運用について懸念を感じるというような趣旨の質問があったかと思っておりますのでお答えしますが、自衛隊による苫小牧港の利用につきましては、過去から行われてきておりますけれども、今回の統合演習による利用回数は、過去に比べて令和6年度は若干増えておりますものの、自衛隊の利用が行われている状況に大きな変化はなく、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えないという説明を国のほうからは受けているところでございます。

自衛隊の訓練につきましては、日本を取り巻く安全保障環境を踏まえまして、市民を守るために実施しているものと考えており、港湾管理者としましても、市民の安全・安心、そして物流の要衝としての責任、これを大前提に適切に対応していきたいと考えているところでございます。

他の質問については、担当がお答えします。

○議長（太田憲之君） 総務部長、早崎仁康君。

○総務部長（早崎仁康君） 私からは、自衛隊の統合演習と、それから観光資源としての漁港区についてお答えさせていただきたいと思っております。

初めに、自衛隊統合演習の訓練の内容や意義についてのお尋ねでございますが、令和7年度自衛隊統合演習、実動演習におきましては、自衛隊の統合運用能力の維持・向上を図ることを目的に、物資輸送を主とした訓練で苫小牧港を利用するものと聞いております。

港湾管理者といたしましては、各船舶が積み降ろしをする車両台数などは把握しておりますが、積荷の詳細や内容までは把握をしておりません。

公表資料によれば、定期船フェリーを利用して北海道から鹿児島県奄美大島まで検索レーダの海上輸送と機動訓練、それから、はくおうやナッチャンWorldのPFI船舶を利用して北海道から沖縄まで部隊や装備品の輸送をする訓練、それから、民間船舶を利用して留萌港から装備品や弾薬を輸送する訓練、この3つの物資輸送に関する訓練が行われているものというふうに聞いております。

次に、訓練によりまして周辺諸国との緊張を高めるのではないかというような御質問だったかと思っておりますけれども、これは、特定利用港湾における「円滑な利用の枠組み」に関するものにつきましては、自衛隊や海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって攻撃の目標とされる可能性が高まるとは言えない。また、自衛隊等の船舶が平素から円滑に利用できるように取り組むことは、攻撃を未然に防止するため、抑止力や対処力を高め、攻撃の可能性を低下するもの、ひいては国民の安全につながるものというふうに国から聞いております。

続きまして、訓練情報の提供に関してのお尋ねでございますが、今回の訓練に当たっては、国でも公表されており、また、苫小牧市でも国の訓練概要資料を市ホームページに公表するなど、市民周知が図られていると認識していることから、このたび苫小牧港の利用のみについて公表することは考えてございません。

ただし、一般利用の民間船舶を含め、バース調整会議にて決定された入出港予定船などの船舶

動静情報は、随時、当管理組合のホームページで公表しているところでございます。

なお、戦車等の公道自走訓練では、騒音や振動など住民等への影響が懸念されることから、ホームページでお知らせをするとともに、議会へ周知されておりますが、今回のような港湾を利用した物資輸送の訓練では、その利用箇所が港湾の一部に限定をされ、一般の貨物輸送の形態と変わらないことから、訓練情報の提供や周知については現状では考えてございません。

次に、訓練による一般船舶への影響についてのお尋ねでございますけれども、特定利用港湾における「円滑な利用に関する枠組み」では、自衛隊や海上保安庁の優先的利用を前提にしたものではなく、現在の港湾の在り方と変わらないものと国から聞いております。

これまでの訓練に伴う苫小牧港の利用につきましては、一般の船舶の利用予定を含めたバース調整会議によって決定をしております。自衛隊の船舶を優先的に利用した実態はございません。

次に、苫小牧港漁港区将来ビジョンに関連をいたしまして、漁港区の魅力発信についてのお尋ねがございました。

当管理組合といたしましては、漁港区エリア最大のイベントであります「苫小牧漁港ホッキまつり」を主催する実行委員会へ参画をしております。

また、官民連携組織である「みなとオアシス苫小牧運営協議会」においては、西港区をキラキラ公園・フェリーターミナル・漁港区の3つのエリアに分け、それぞれの特色を生かした取組が展開されており、当該協議会や苫小牧漁業協同組合など、主催者からの要請に応じて協力を行っているところでございます。

最後に、利用者アンケートを踏まえた課題解決への取組についてのお尋ねがございました。

平成27年7月に実施いたしました市民アンケート調査においては、当時実施した健康ウォーキング事業の参加者59名から回答をいただき、苫小牧港で獲れた水産物のPRや情報発信の強化を求める声などをいただいたところでございます。

市民への漁港区振興に資する活動といたしましては、先ほどお答えしたホッキまつりのほか、漁業協同組合による小学生への出前授業や市公設地方卸売市場によるイベントなど、様々な取組が行われていると伺っております。

当管理組合といたしましては、漁業協同組合や市関係部局、みなとオアシス苫小牧運営協議会などの漁港区の振興施策に対しては一定の協力を行っており、今後も支援要請等があれば協力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田憲之君） 施設部長、宇佐見広君。

○施設部長（宇佐見広君） 私のほうからは、苫小牧港漁港区将来ビジョンの今後の見通しについてお答えさせていただきます。

本ビジョンは、漁区内で確認された違反建築物の是正を図る上で、将来の土地利用の方向性を明確にすることを目的に取りまとめたものとなっております。

策定に当たっては、この土地利用計画以外にも苫小牧市や苫小牧漁業協同組合など、関係機関の将来構想を整理し、総合的に取りまとめているものでございます。

また、本ビジョンに関連する当管理組合の取組としては、水産物の輸出促進や厳冬期や強風時における就労・作業環境の改善を目的に、屋根付き岸壁の整備や船置場の整備を進めております。

当管理組合といたしましては、違反建築物の是正については完了しており、港湾管理者としてビジョン策定の目的は達成しておりますので、現時点においては、特段、本ビジョンを見直す必要はないものと考えております。

しかしながら、関係機関において将来構想などを作成する場合においては必要な協力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（太田憲之君） 原啓司君。

○議員（原啓司君） 答弁いただきました。それで、再質問をさせていただきます。

まず、自衛隊の訓練について、3点に限定して再質問をさせていただきたいと思っております。

訓練については、現時点では周辺諸国との緊張を高めるような状況はないというような御答弁だったかと思いますが、今回、民間のチャーター船ですとか、それからPFI船舶、はくおうですとか、それから壱岐・対馬フェリーを使用している、そういう訓練になっております。それで、ナッチャンWorldというPFI船舶については、自衛隊が使えるように、かなり重装備で強化をして自衛隊仕様ということで相当強化をされた防衛輸送船舶のような位置づけになっている船かと思っております。それで、このようにして民間船舶、それから施設が軍民共用で進めば、やはり私は周辺諸国の脅威を与えるということや、それから、有事の際の標的、苫小牧港がそういう標的になるというふうなリスクも高まるのではないかというふうに考えております。

それで、ジュネーブ条約の第一追加議定書というのがありまして、その48条ではこのように書いております。「紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員等を、また民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする」、このように規定をされております。

戦時に動員される民間船は国際法上は軍事目標というふうにみなされるわけでありましてけれども、民用物としての保護の対象ではなくなってくるというふうに考えますけれども、今回の特定利用港湾で本格的に苫小牧港が自衛隊の使用が始まってきたわけでありましてけれども、苫小牧港がジュネーブ条約で言うところの民用物に該当するかどうか、この点についてもお答えをいただきたいと思っております。

それから、訓練情報の周知についてでありますけれども、現時点では苫小牧港管理組合としては情報発信することは考えていないというようなことでありますけれども、せめて管理組合議員に対してメール等で速やかな情報発信、それから訓練情報を提供していくということをしていただきたいなと思っておりますし、やはり市民の問合せ、そういう周辺諸国の情勢もあって、どういうふ

うな状況になっているのだと聞かれるケースもありますので、管理組合議員に対する情報提供というのはぜひ検討していただきたいと思いますが、再度この点についても答弁をいただきたいと思っております。

それから、最後になりますけれども、民間船舶への影響、これまでと変わらない運用をしていくというような趣旨の答弁かと受け止めをいたしましたけれども、今回の訓練の中でも物資の積み降ろしですとか、それから撤収作業で訓練期間の前後、訓練期間外の運用があったというふうにも聞いておりますが、こうなると、やはり影響は将来的には避けられない状況もあるのかなと思っております。

現在は自衛隊が港湾を利用する際は、その都度管理者に許可を得ていますが、今後は有事を見据えて平時からの自衛隊側主導の利用の調整ができるようなことも考えられるというふうに、その可能性も出てくるのではないかと思います。今回において、そういう自衛隊主導のそういう調整はあったのかなかったのか、最後にこの点をお聞きしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（太田憲之君） 答弁を求めます。

総務部長、早崎仁康君。

○総務部長（早崎仁康君） 私から原議員の再質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず初めに、自衛隊訓練に関連いたしまして、現在の苫小牧港が民用物に当たるのか、また、有事の際の攻撃目標についてのお尋ねがございました。

ジュネーブ条約における民用物についてであります。国の説明によりますと、実際に武力紛争が生じた場合において、その時点における状況下で判断する必要があるものであると、一概に判断はするものではないというふうに聞いているところでございます。

また、有事の際に攻撃対象となるのではというお尋ねでございますが、特定利用港湾の枠組みが設けられた以降につきましても、新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置するといったことを目的としておりませんし、特定利用港湾の枠組みはできても大きな変化がなく、そのことのみによって攻撃目標とされる可能性が高まると言えないというふうに国から受けているところでございます。

次に、訓練情報の提供についてのお尋ねでしたが、先ほど御答弁いたしました。苫小牧港の利用は民間船舶による貨物輸送、物資輸送が目的と聞いておまして、今回のような港湾の一部に限定されるような物資輸送の訓練についての情報提供は、現状のところでは考えていないところでございます。

それから最後に、自衛隊主導による港湾利用についてのお尋ねでございますが、自衛隊の訓練等により船舶が寄港する場合、一般の民間船舶と同様の取扱いをしており、週3回実施しているバース調整会議において岸壁を決定し、許可をしておりますので、自衛隊側の主導による利用調整で運用を図っているという実態はございません。

以上でございます。

○議長（太田憲之君） 以上で、原啓司君の一般質問を終了いたします。

以上をもって、一般質問は全て終了いたしました。

○閉会

○議長（太田憲之君） 以上をもちまして、本議会に付議された案件は全て議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本議会に付議されました案件は、報告2件、議案1件であります。皆様方の御協力により、滞りなく議了いたしましたことに、議長としても厚く御礼申し上げますとともに、議員各位の熱心な御審議を得ましたことに重ねて御礼申し上げます。

これもちまして、令和7年第3回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(了)

午後3時23分 閉会